

感 謝 状 贈 呈 基 準

高知県森林環境保全基金の目的のために高知県に対して行われた寄附に対し、知事が感謝状を贈呈する基準は、次のとおりとする。

- 1 個人からの寄附
寄附金の額が、10万円以上の場合
- 2 法人又は団体等からの寄附
寄附金の額が、20万円以上の場合

- 3 その他
上記1及び2における金額は、1回の寄附について対象とする。ただし、定期的、又は連続して同一の個人、法人、団体等からの寄附がなされた場合は、その総額を対象とする。